

Ⅳ 人権が尊重される社会の形成

Ⅳ 人権が尊重される社会の形成

(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組

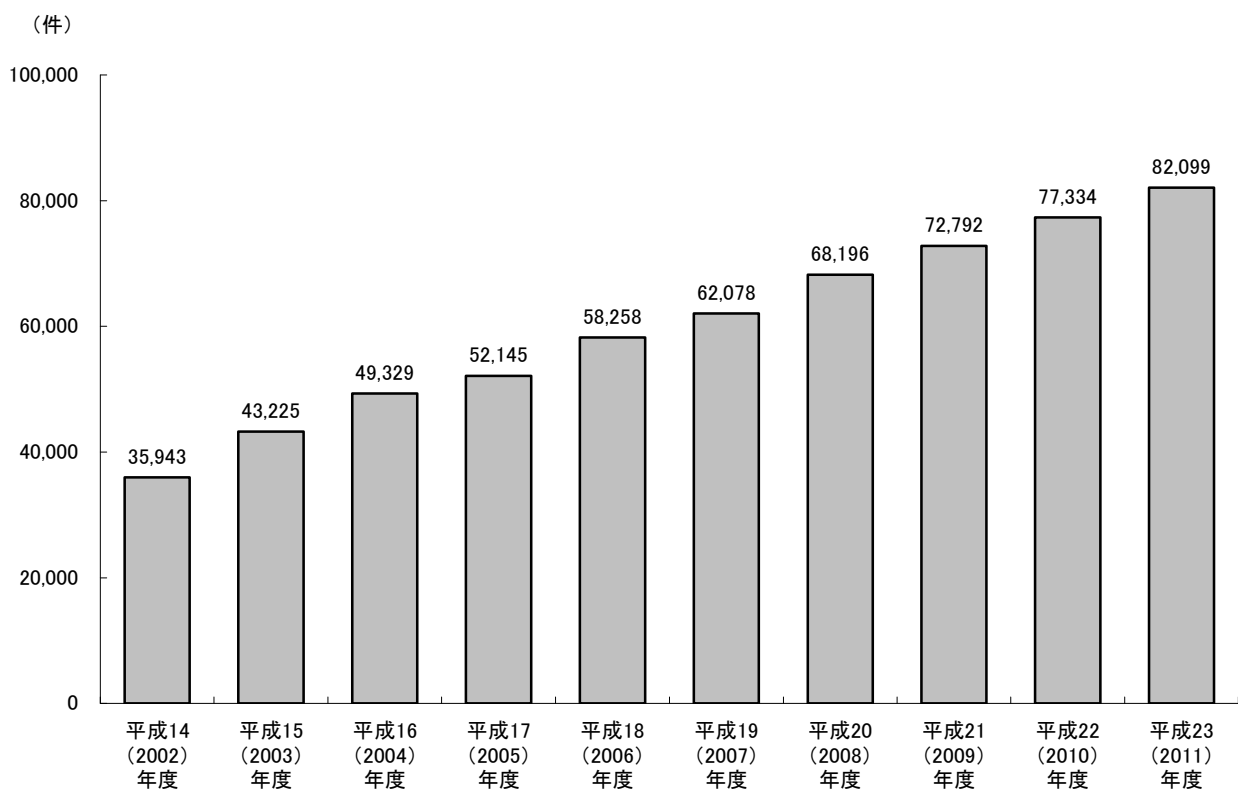
Ⅳ－Ⅰ 配偶者等からの暴力の防止

1. 各機関等における暴力相談件数・相談の状況

(全国・都の配偶者暴力相談支援センター、警視庁、区市町村)

平成 23 (2011) 年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた配偶者暴力に関する相談件数は 82,099 件であり、配偶者暴力防止法が全部施行された平成 14 (2002) 年度以降、毎年度増加している。

図表Ⅳ－Ⅰ－Ⅰ 配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数の推移 (全国)

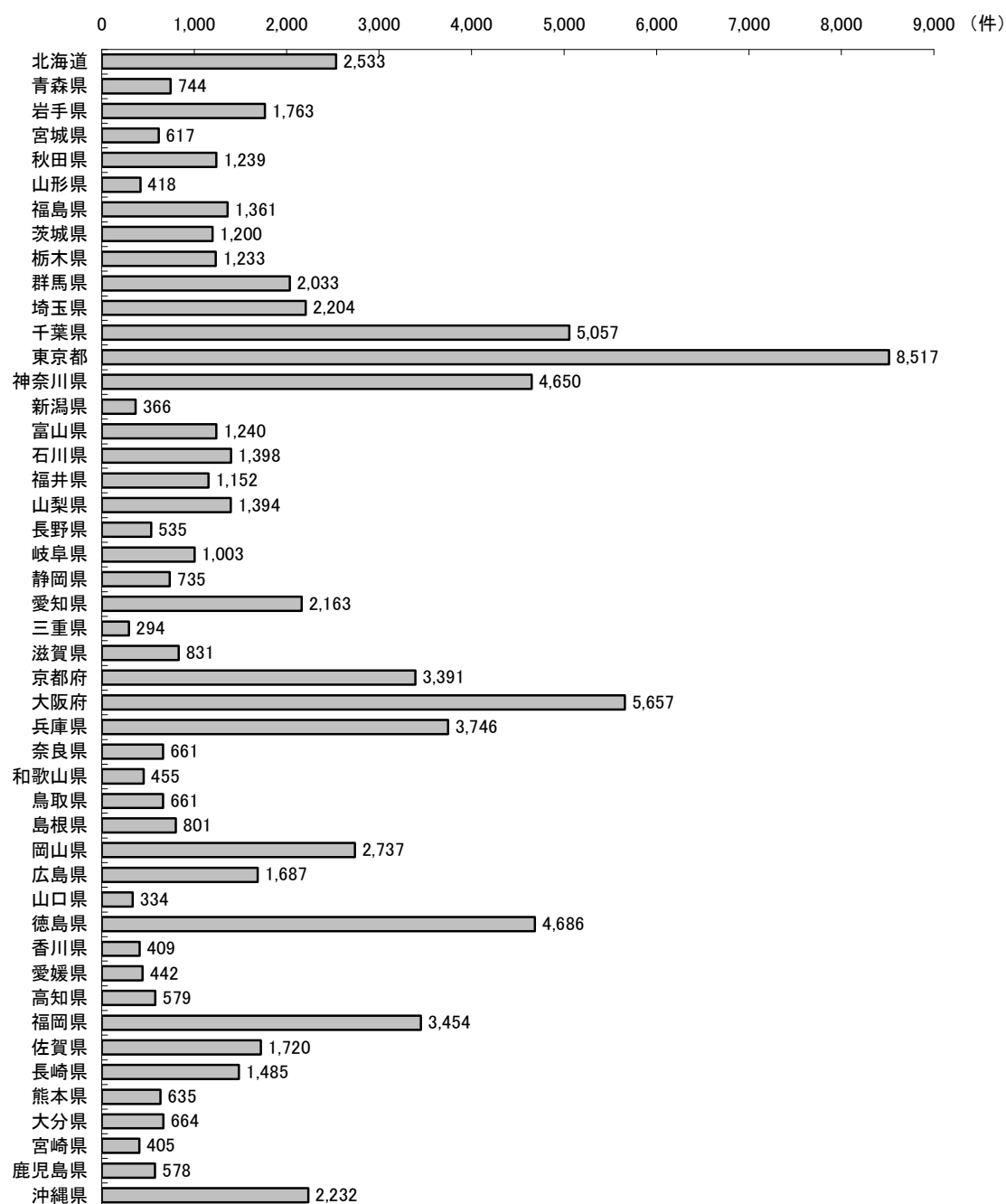


注：件数は、被害者本人からの相談件数

資料：内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等について」

平成 23（2011）年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた配偶者暴力に関する相談数合計 82,099 件を都道府県別にみると、東京都が 8,517 件と全国で最も多く、全国の 10.4%を占めている。

図表Ⅳ－１－２ 配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数（全国）



注 1：全国 210 か所の配偶者暴力相談支援センターにおける被害者本人からの相談件数等を集計（平成 23（2011）年 4 月から平成 24（2012）年 3 月）

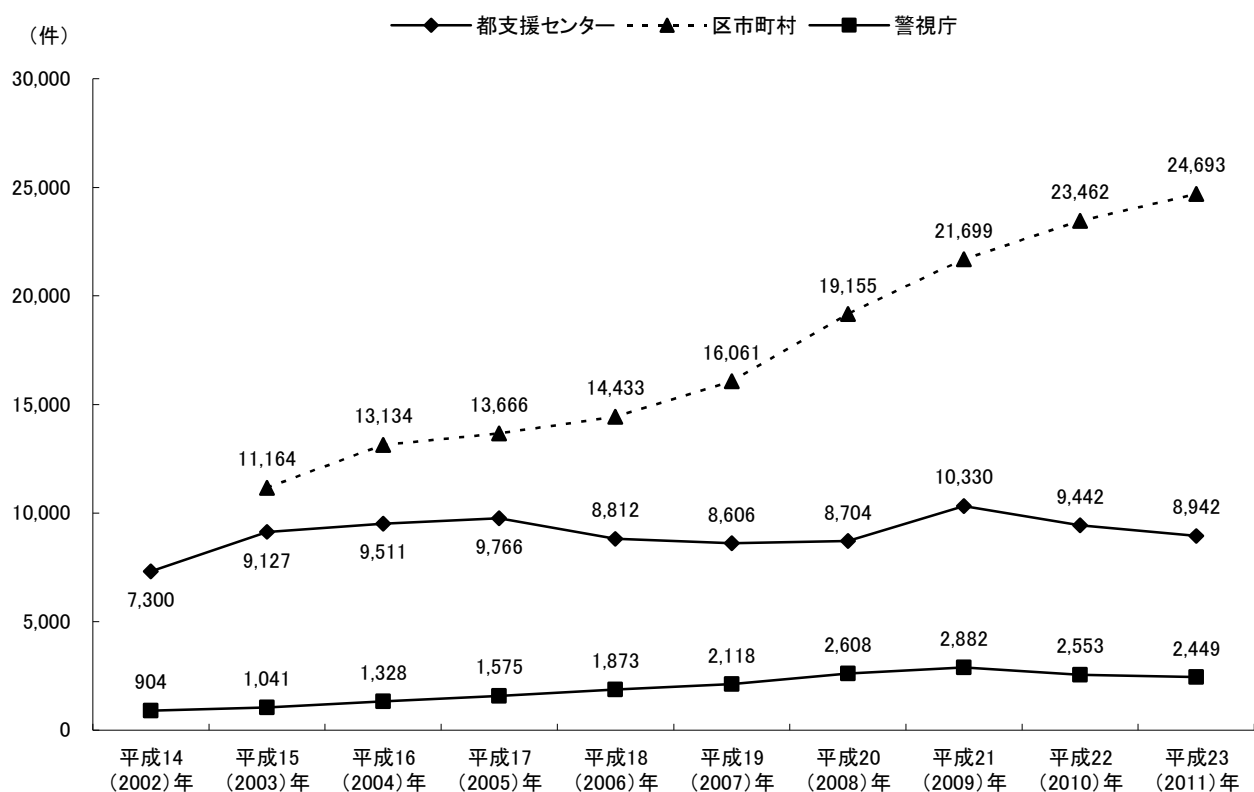
注 2：東京都の相談件数は、東京ウィメンズプラザ、東京都女性相談センター、港区家庭相談センター、板橋区配偶者暴力相談支援センターの相談件数の合計

資料：内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等について」（平成 23 年度分）

IV 人権が尊重される社会の形成

都内（都配偶者暴力相談支援センター・区市町村・警視庁）で受け付けている配偶者暴力相談件数は全体として増加傾向にある。

図表Ⅳ－１－３ 都内相談件数の推移（東京都配偶者暴力相談支援センター・区市町村・警視庁）



注1：相談件数には被害者本人以外からの相談も含む。

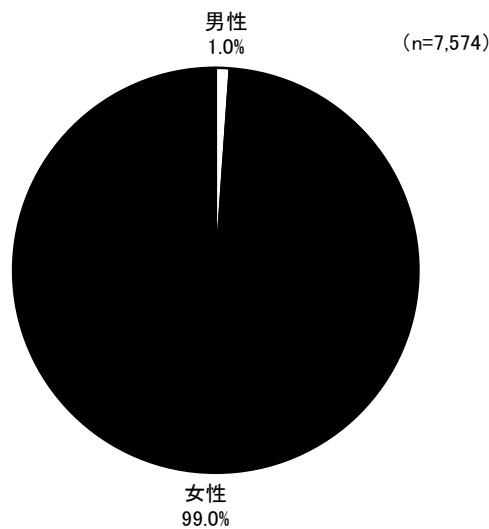
注2：都支援センターの相談件数は、東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センターの相談件数の合計

資料：東京都生活文化局調べ

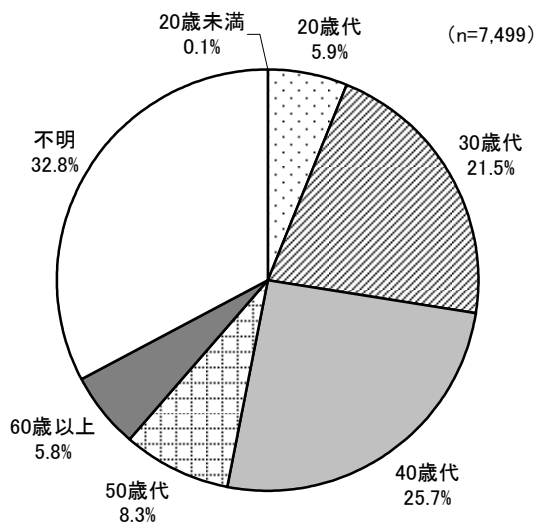
東京都配偶者暴力相談支援センターにおける平成 23（2011）年度の相談からみた被害者の性別は、女性が 99.0%を占めている。女性被害者の年齢は 40 歳代が最も多く、25.7%となっている。女性被害者の加害者との関係では、「婚姻届出あり」が 80.2%を占めている。

図表Ⅳ－１－４ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談からみた被害者の属性（都）

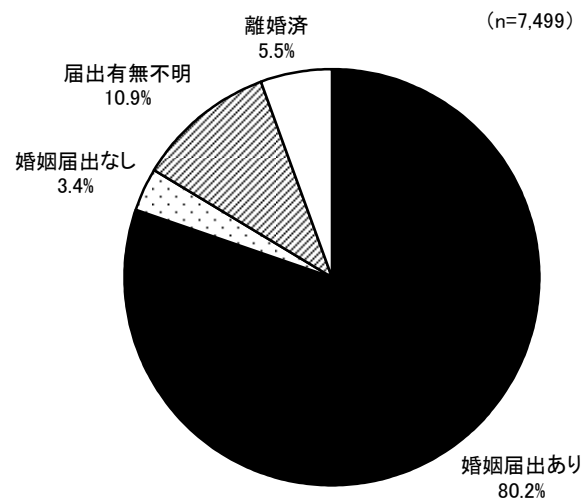
<被害者の性別>



<年齢>



<加害者との婚姻関係>



注 1：東京都配偶者暴力相談支援センター（東京ウィメンズプラザ及び東京女性相談センター）が実施した配偶者暴力被害者本人の電話相談及び来所相談を対象に集計（平成 23（2011）年 4 月から平成 24（2012）年 3 月）

注 2：<年齢>と<加害者との婚姻関係>は、<被害者の性別>が「女性」の 7,499 人を対象に集計

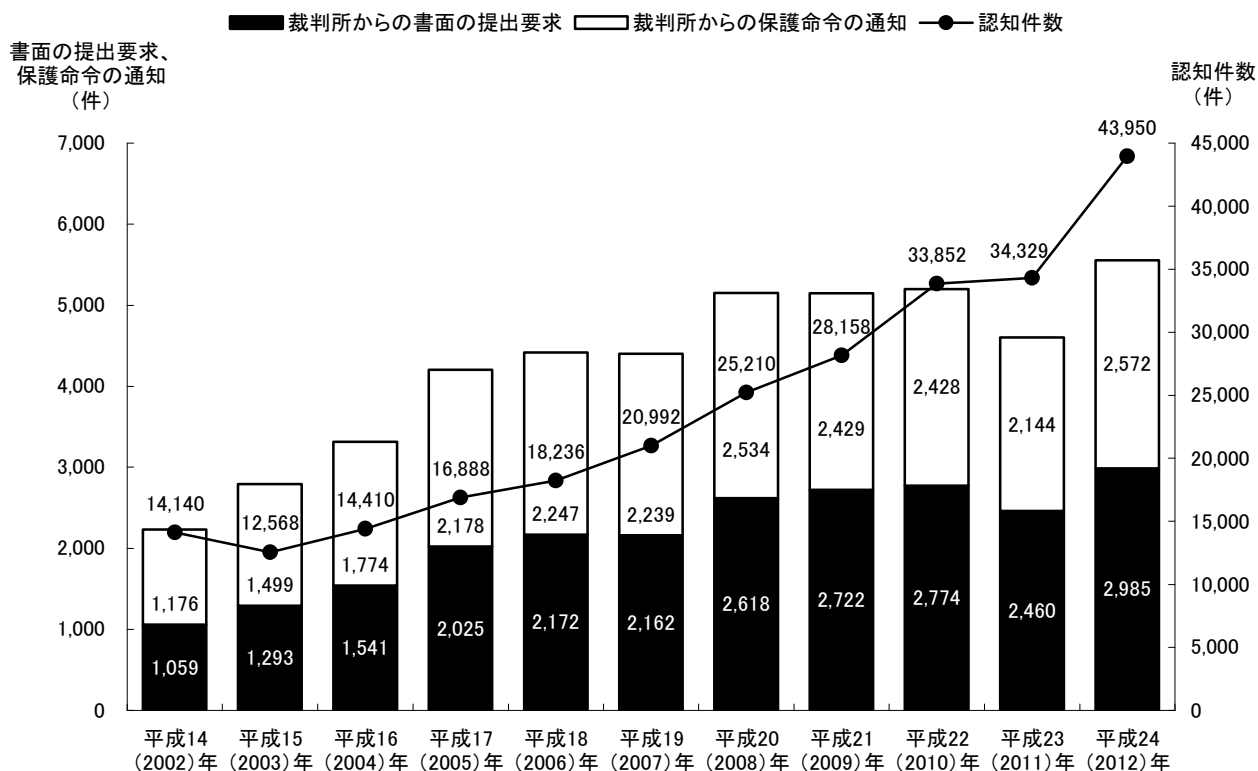
資料：東京都生活文化局調べ

Ⅳ 人権が尊重される社会の形成

2. 警察が取り扱った配偶者暴力の状況

全国の警察が取り扱った配偶者からの暴力事案の認知件数は、平成 24（2012）年は 43,950 件であり、前年に比べて 9,621 件（28.0％）増加した。また、配偶者暴力防止法に基づく保護命令等に係る警察の対応状況は、平成 24（2012）年は、「裁判所からの書面の提出要求」が 2,985 件、「裁判所からの保護命令の通知」が 2,572 件となっている。

図表Ⅳ－１－５ 警察が取り扱った配偶者暴力の状況の推移（全国）



注 1：認知件数は、配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注 2：認知件数には、婚姻関係等が解消したものも平成 16 年 12 月 2 日から計上している。また、配偶者暴力防止法の改正により、平成 20 年 1 月 11 日から「生命等に対する脅迫」を受けた相談等についても計上している。

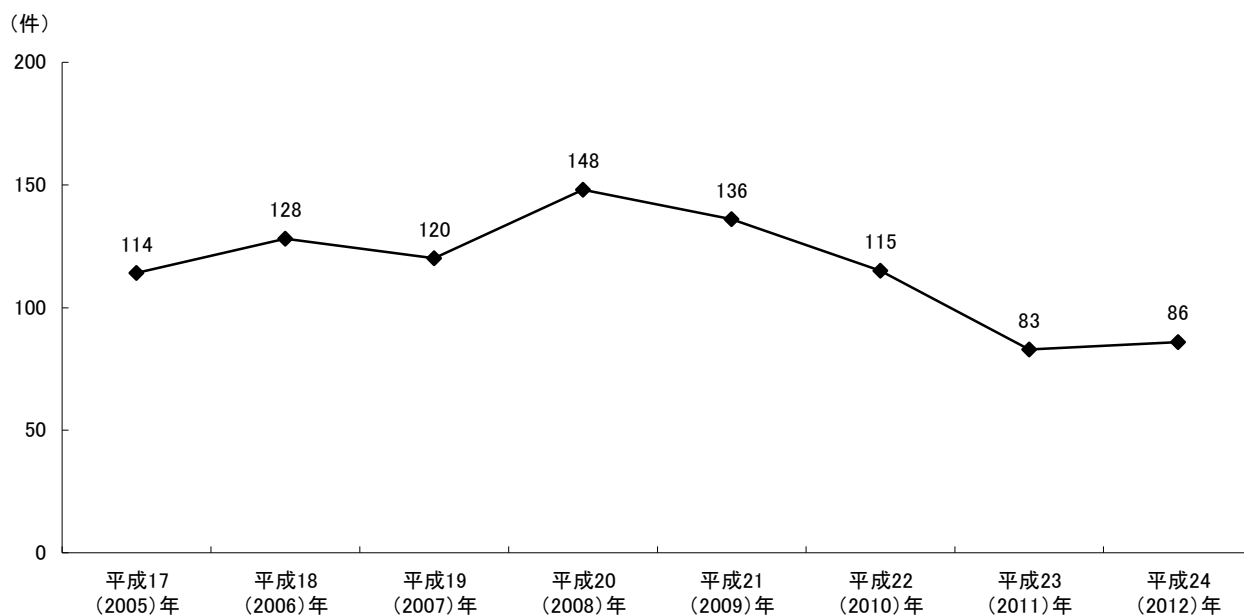
資料：警察庁「平成 24 年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」

3. 保護命令発令件数

配偶者暴力に関する保護命令発令件数は、都では平成 20 (2008) 年以降減少傾向にあり、平成 24 (2012) 年には 86 件となっている。全国も同様の傾向にあり、平成 23 (2011) 年には 2,137 件となっている。

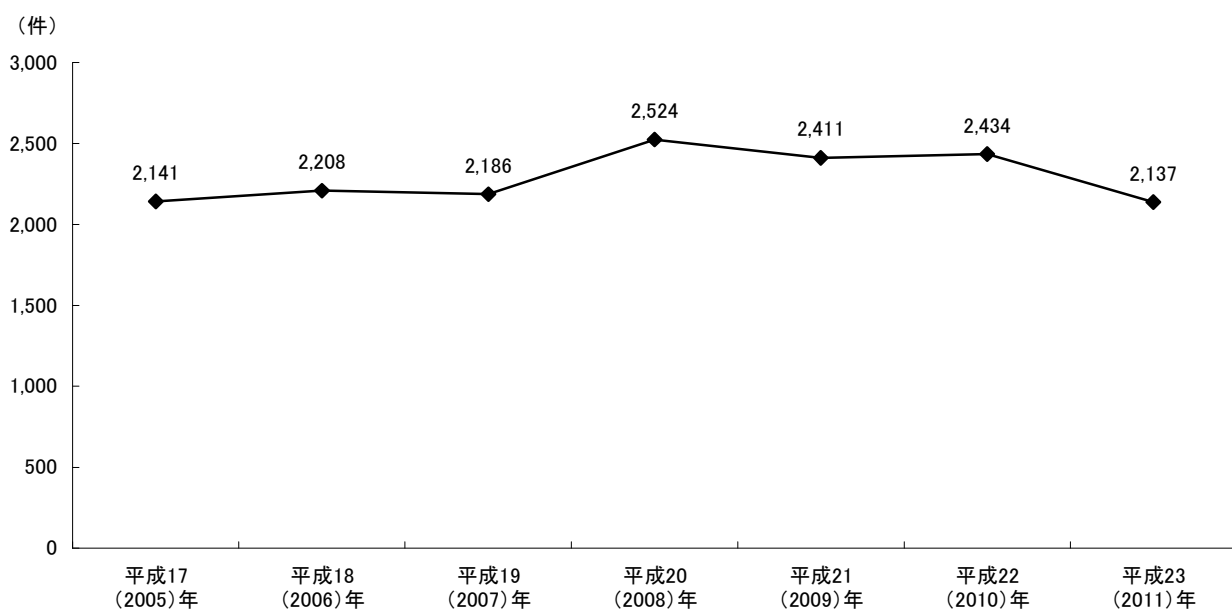
図表Ⅳ－１－６ 配偶者からの暴力に関する保護命令発令件数の推移（都・全国）

<都>



資料：警視庁「配偶者からの暴力事案の概況」

<全国>



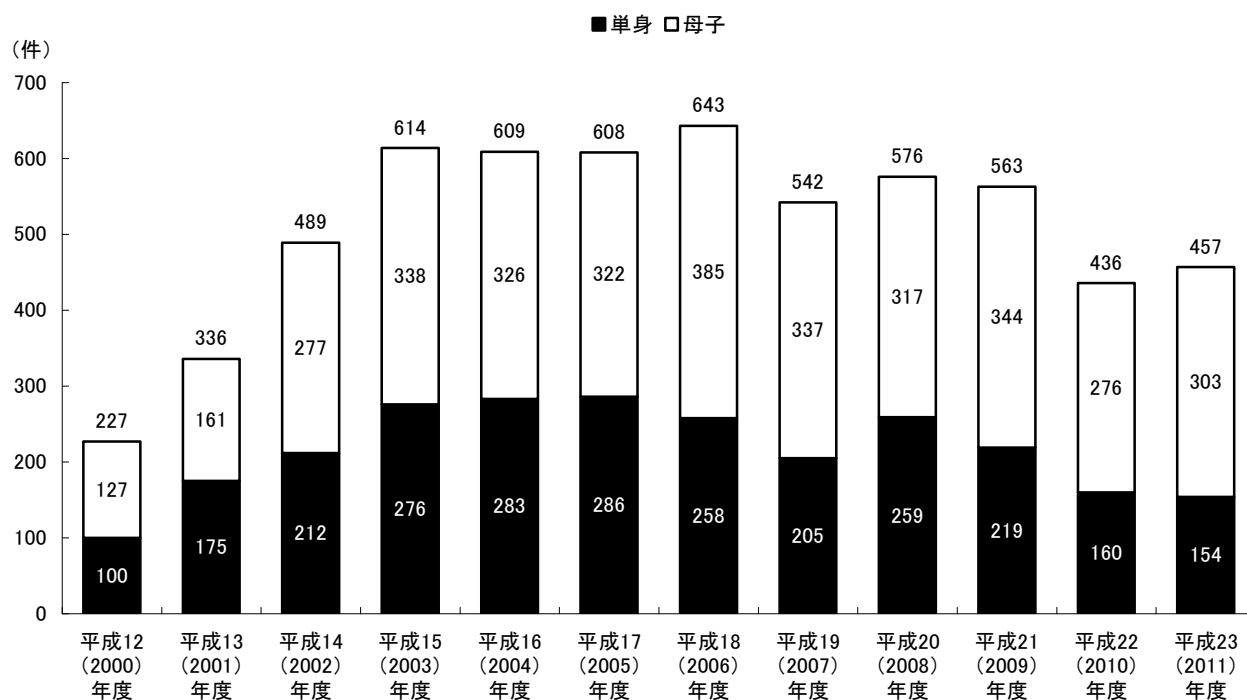
資料：内閣府「平成 24 年版男女共同参画白書」

Ⅳ 人権が尊重される社会の形成

4. 配偶者暴力における一時保護件数

都の配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移をみると、平成 23（2011）年度は単身での保護が 154 件、母子での保護が 303 件、合わせて 457 件であった。配偶者暴力防止法が全部施行された平成 14（2002）年度以降、単身に比べ母子の占める割合が高くなっている。

図表Ⅳ－１－７ 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移（都）



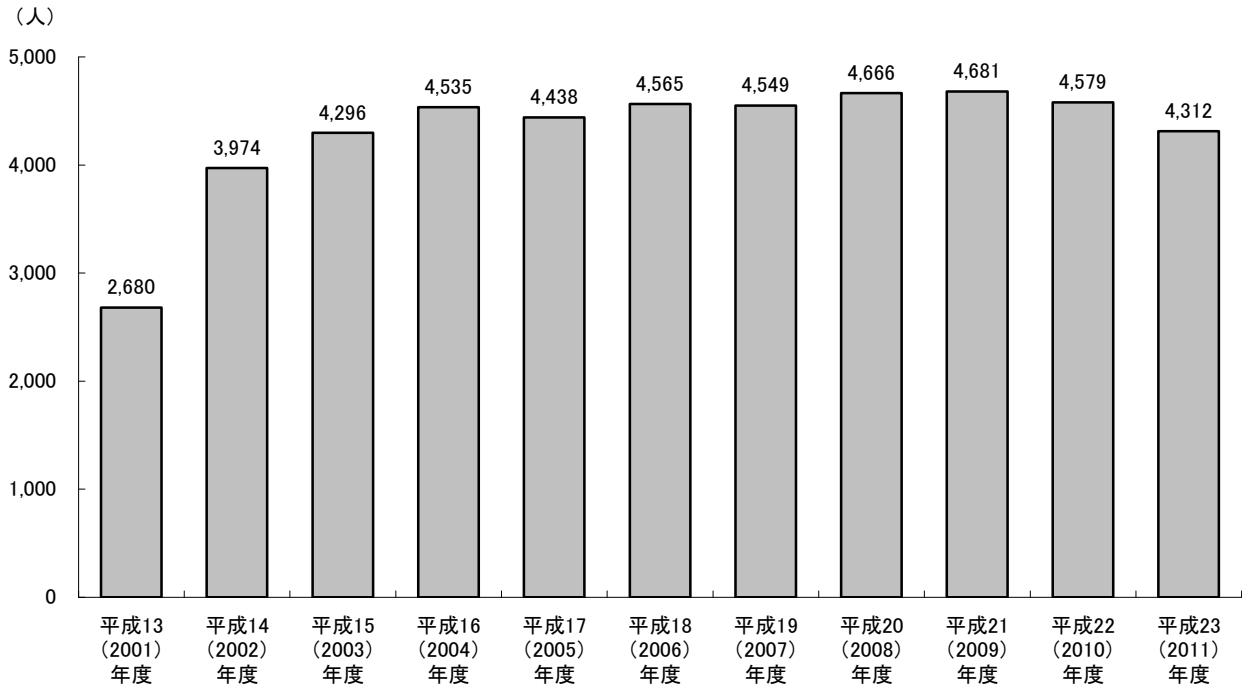
注 1：母子、単身の別は、入所時の状況による区分である。

注 2：一時保護とは、暴力から逃れ、家を出た被害者や子供たちの安全を確保するため緊急に保護することが必要であると認められる場合等に、被害者本人の申請に基づき保護することをいい、上記件数は、配偶者暴力防止法第 3 条第 3 項第 3 号による件数を指す。

資料：東京都生活文化局調べ

全国の婦人相談所において夫等の暴力により一時保護された女性の人数は、平成 23（2011）年度は、4,312 人であった。配偶者暴力防止法が全部施行された平成 14（2002）年度から急増し、その後、4,000 人を超える状態が続いているが、近年は減少傾向にある。

図表Ⅳ－１－８ 婦人相談所における夫等の暴力により一時保護された女性の人数の推移（全国）



注：一時保護委託分を含む。

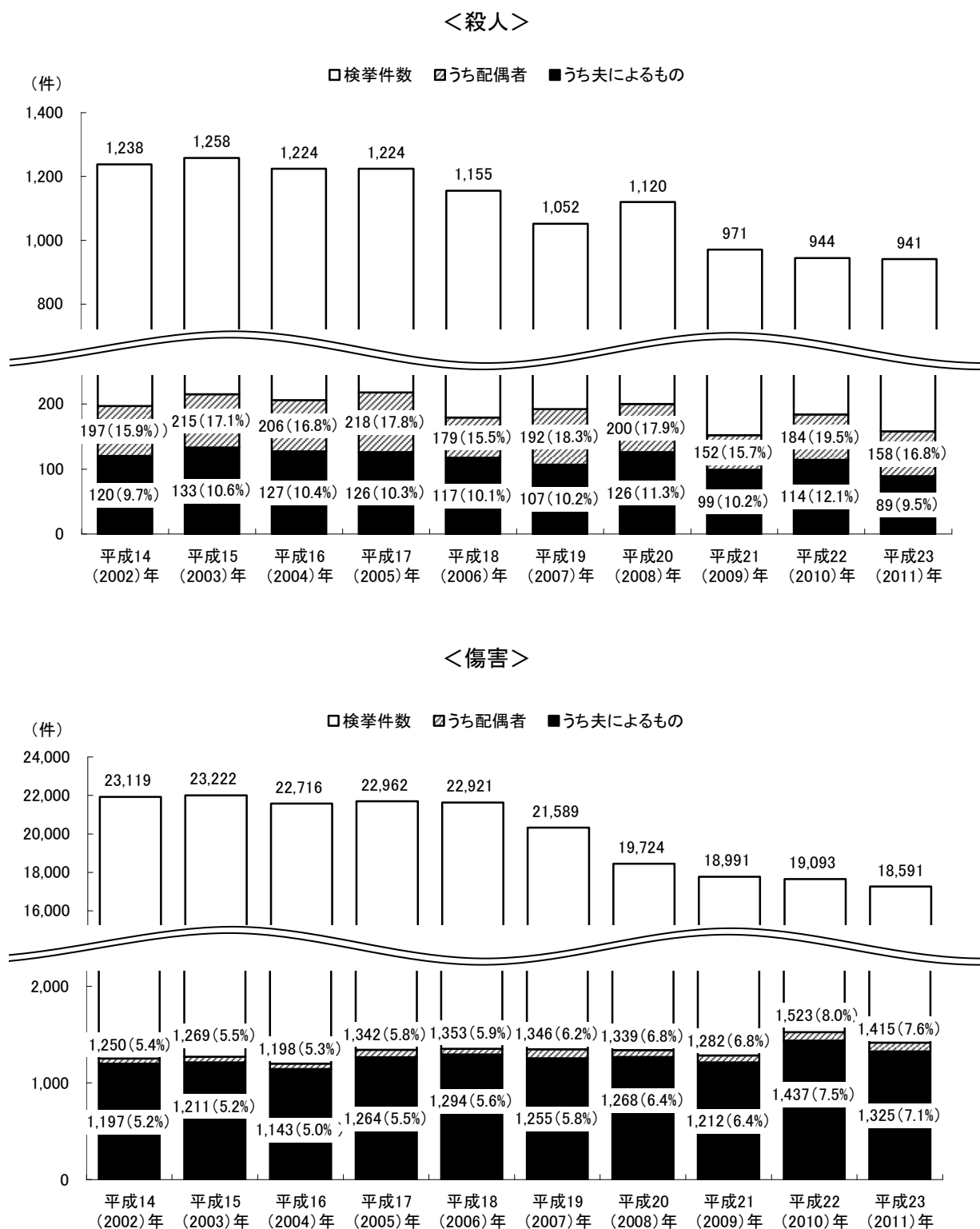
資料：厚生労働省調べ

IV 人権が尊重される社会の形成

5. 配偶者間における犯罪の検挙件数

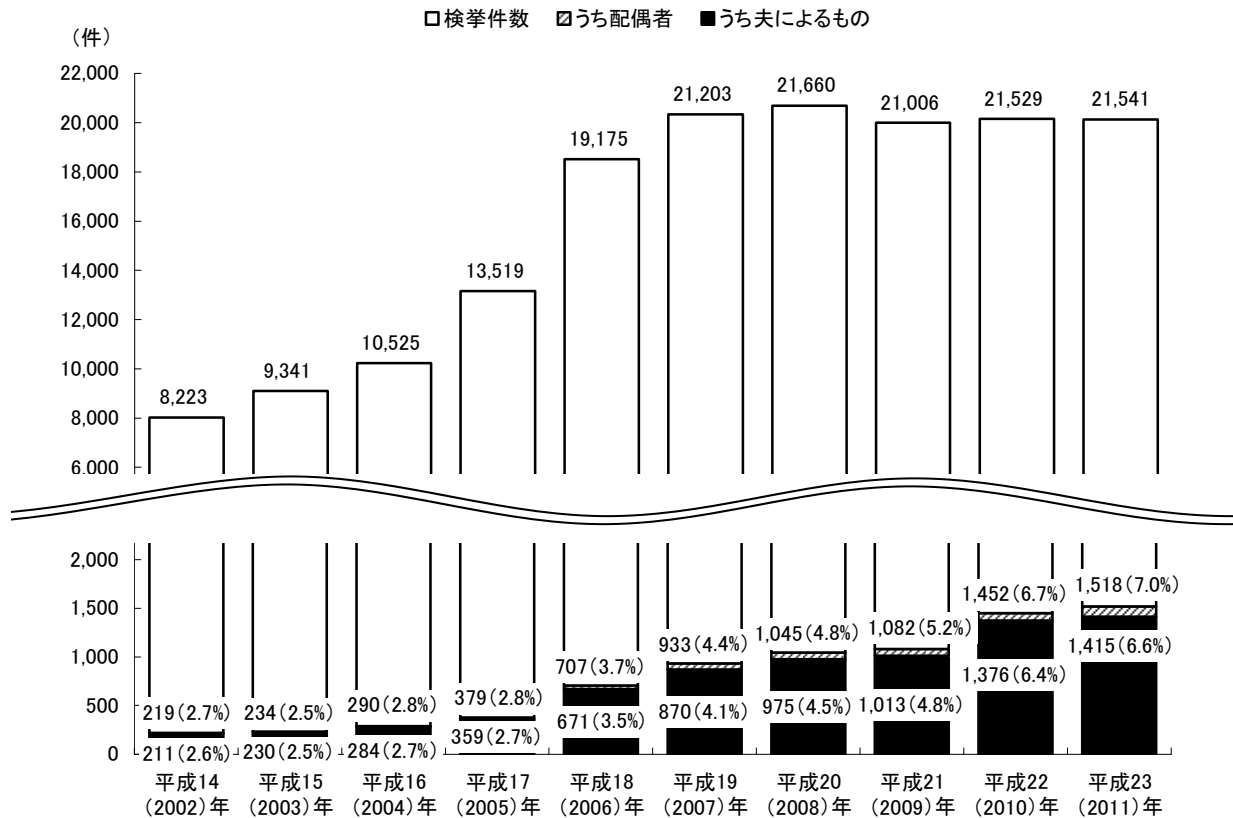
全国の犯罪の検挙総数に占める配偶者による犯罪の件数は、殺人では平成 23（2011）年は 941 件のうち 158 件であり、そのうち 89 件が夫によるものであった。傷害では、平成 23（2011）年は 18,591 件のうち、1,415 件が配偶者によるものであり、そのうち 1,325 件が夫によるものであった。

図表Ⅳ－１－９ 配偶者間における犯罪の検挙件数の推移（全国）



暴行では、平成 23（2011）年は全国で 21,541 件のうち 1,518 件が配偶者によるものであり、そのうち 1,415 件が夫によるものであった。暴行による検挙総数は平成 19（2007）年より横ばいの傾向にあるが、配偶者による暴行の検挙件数は増加している。

< 暴行 >



注 1：解決事件を除く。

注 2：配偶者には内縁関係にある者を含む。

注 3：いわゆるドメスティック・バイオレンスによる暴力事件だけではなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、配偶者間における多様なものが含まれる。

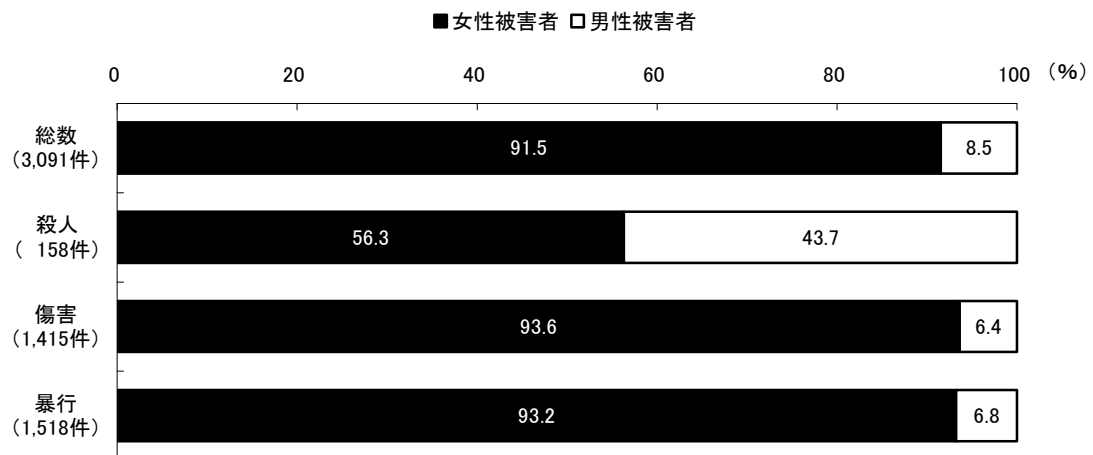
資料：警察庁「平成 23 年の犯罪情勢」

IV 人権が尊重される社会の形成

6. 配偶者間における犯罪の検挙状況

配偶者間における殺人、傷害及び暴行事件の検挙件数をみると、平成 23（2011）年は 3,091 件となっており、被害者の 91.5%を女性が占めている。殺人については、女性の被害者の割合が 56.3%であり、傷害・暴行に比べて低くなっている。

図表Ⅳ－１－１０ 配偶者間における犯罪の検挙事案に占める被害者の男女比（全国）



注 1：平成 23（2011）年の数値

注 2：解決事件を除く。

注 3：総数は、殺人、傷害、暴行の検挙件数の合計を指す。

注 4：配偶者には内縁関係にある者を含む。

注 5：配偶者による暴力事件には、いわゆる配偶者からの暴力事件だけでなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれる。

資料：警察庁「平成 23 年の犯罪情勢」